

平成二十六年六月二十四日受領  
答弁 第一二二二二号

内閣衆質一八六第二二二号

平成二十六年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる南京事件や従軍慰安婦を世界記憶遺産とすることを中国が申請した件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる南京事件や従軍慰安婦を世界記憶遺産とすることを中国が申請した件に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、中国による今般の申請については、日中両国が関係改善のために努力することが必要な時期に、中国が国際連合教育科学文化機関の場を政治的に利用しようとしていると受け止めざるを得ず、極めて遺憾であると考えている。

二について

いわゆる「南京事件」については、昭和十二年の旧日本軍による南京入城後、非戦闘員の殺害又は略奪行為があつたことは否定できないと考えているが、その具体的な数については、様々な議論があることもあり、政府として断定することは困難である。

三について

政府の基本的立場は、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）三の2についてでお答えしたものと同じ

である。

四について

御指摘の「ユネスコへの申請」に関する中国側の意図については、政府としてお答えする立場にない。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、中国による今般の申請については、中国側に対して引き続き抗議を行い、取り下げるよう申し入れつつ、更なる関連情報の収集に努め、適切に対応していく考えである。